

欧州議会、欧州単一効特許の法的枠組みを賛成多数で採択
－正式にEUの規則として成立へ－

2012年12月11日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州議会は、12月11日の本会議で、欧州単一効特許（European Patent with Unitary Effect, 以下「単一特許」）と統一特許裁判所（Unified Patent Court）の法的枠組みのパッケージについて審議を行い、修正の上、賛成多数で採択した。前日のEU競争担当相理事会でも既に承認されており、EU理事会議長及び欧州議会議長の署名を経て正式にEUの規則として成立することになった。早ければ2014年4月にも最初の単一効特許が成立すると期待されている。

今回採択された単一特許の制度は、イタリアとスペインを除く25のEU加盟国の間で単一的な効力が与えられるものである。そして、新たに創設される統一特許裁判所は、単一特許のみならず、従来型の欧州特許についても専属管轄を有する¹こととされている。一方、出願から審査までの手続については、従来型の欧州特許と同様に、英語、ドイツ語又はフランス語で、欧州特許条約（EPC）に準拠して欧州特許庁（EPO）で手続が行われる。

単一特許及び統一特許裁判所の創設については、(1)単一特許規則案（「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する欧州議会及び理事会規則(Proposal for a Regulation of the Council and the European Parliament implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection)」）、(2)単一特許の翻訳言語規則案（「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに関する理事会規則(Proposal for a Council Regulation implementing enhanced cooperation in the area of unitary patent protection with regard to the applicable translation arrangements)」）、(3)統一特許裁判所協定案（Draft agreement on a Unified Patent Court）の3つの法的枠組みがパッケージとして議論されてきた。今回成立することとなった(1)単一特許規則、及び(2)翻訳言語規則は、(3)統一特許裁判所協定と同時に発効することになっている。この協定は、2013年2月に各国による署名がなされた後、英国、ドイツ、フランスを含む13か国の批准によって、早ければ2014年1月に発効する予定である。

最後の懸案であった、単一特許規則案第6～8条に規定されていた直接侵害、間接侵害、効力の制限については、2012年6月の欧州理事会でこれらの条項を削除する要請が盛り込

¹ ただし、移行期間中（7年間を予定）は、従来型の欧州特許については、統一特許裁判所の管轄からの除外（opt-out）を申請することができ、この場合は国内裁判所の管轄となる。

まれたが、これに欧州議会が反発して 7 月に予定されていた投票が延期されていた。その後、11 月 19 日に、EU 理事会の常駐代表委員会 (Coreper I) と欧州議会の法務委員会 (JURI) との間で、単一特許規則案の第 6~8 条を規則案から削除して、新たに第 5 条で特許権の効力を規定することで妥協が図られていた。

欧州議会で単一特許の議論を主導してきた議員は、プレスリリースにおいて、次の通りコメントしている。「知的財産権は国境で止まってはならない。EU 特許の導入は長く険しい道のりであったが、今回の採決は欧州経済、特に欧州の中小企業にとって良いニュースである。」(Bernhard Rapkay 議員) 「現行の欧州特許制度は事実上イノベーションへの税金となっていた。議会の要求で、中小企業に翻訳費用を払い戻す制度が導入できた。」(Raffaele Baldassarre 議員) 「新しいルールによって、中小企業にとっての多くの障害が克服される。」(Klaus-Heiner Lehne 議員・法務委員長)

2012 年後半の EU 議長国を務めたキプロスの Loucas Louca 司法・公安相は、プレスリリースにおいて、次の通りコメントしている。「単一特許パッケージの議論の結末を迎えることは、議長国として最優先事項であった。単一特許制度は、経済成長を刺激し、欧州を現在の経済危機から脱出させるための努力の礎石である。」

バルニエ欧州委員 (域内市場・サービス担当) は、欧州委員会のプレスリリースにおいて、次の通りコメントしている。「2011 年、米国では 224,000 件、中国では 172,000 件の特許が認められたが、欧州では 62,000 件に過ぎない。新制度により、簡素化された手続きと、25 の EU 加盟国でイノベーションを保護する費用を 7 分の 1 に抑える道が開ける。」

単一特許の審査・登録手続きを担う EPO のバティステリ長官は、EPO のプレスリリースにおいて、次の通りコメントしている。「欧州単一特許制度と統一特許裁判所は、欧州が 40 年間待ち続けていたものであり、この決定は祝福すべきものである。特許保護のコスト削減は、欧州企業、特に研究センター及び中小企業の利益となる。」

イタリアとスペインは現時点でこの単一特許の制度に参加していないが、今後、いつでも参加することが可能である。ただし、この点に関連しては懸念も残っている。イタリアとスペインは、英語、ドイツ語、フランス語を柱とする翻訳言語規則が EU 条約に照らして適法でないとして、2011 年 5 月、欧州連合司法裁判所 (CJEU) に提訴を行っている。CJEU の法務官 (Advocate General) は本日 12 月 11 日、イタリアとスペインの訴えを棄却すべきという意見を公表したところではあるが、この意見は CJEU の判事を拘束するものではない。このため、仮に CJEU が法務官の意見に反してイタリアとスペインの主張を認める判決を最終的に下した場合には、翻訳言語問題についての議論が振り出しに戻る可能性も否定できない。

また、新設される統一特許裁判所の信頼性も課題とされている。統一特許裁判所における合議体は多国籍の判事で構成されるが、主要国以外には特許訴訟経験の少ない判事も多いことから、品質の観点から懸念を示すユーザーも多い。判事の選出基準や判事に対する研修についても強い関心が集まっている。

さらに、単一特許の維持費用や、統一特許裁判所の費用については、具体的な金額は明らかになっていない。どの程度のコスト削減が実現されるのか、今後の議論の動向を注意深く見守る必要がある。

－ 欧州議会のプレスリリースは、以下参照 －

[Parliament approves EU unitary patent rules](#)

－ EU 議長国キプロスのプレスリリースは、以下参照 －

[Press Release – Agreement on the unitary patent protection package signifies successful end to long process](#)

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[Commissioner Barnier welcomes historic agreement on the European unitary patent package](#)

－ EPO のプレスリリースは、以下参照 －

[European Patent Office welcomes historic agreement on unitary patent](#)

－ 今回採択された条文は、以下参照 －

[Text adopted](#)

－ 欧州委員会による単一特許制度の解説は、以下参照 －

[Patent reform package – Frequent Asked Questions](#)

－ CJEU 法務官の意見は、以下参照 －

[OPINION OF ADVOCATE GENERAL BOT](#)

－ 単一特許制度に対する法学者からの懸念に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －
[マックス・プランク研究所、「欧州単一特許パッケージ：懸念の 12 の理由」と題する論考を公表（2012 年 12 月 5 日）\(PDF\)](#)

－ 単一特許規則案第 6～8 条を削除する妥協案に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[EU 議長国キプロス、「欧州単一特許ゴールに近づく」と報じる（2012 年 11 月 22 日）\(PDF\)](#)

－ 統一特許裁判所協定案に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[EU 議長国キプロス、最新版の統一特許裁判所協定案を公表（2012 年 10 月 2 日）\(PDF\)](#)

－ 単一特許に関する議論をまとめた欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[\[特集\]欧州単一特許と統一特許裁判所の創設へ向けた議論の現状と今後の展望（2012 年 9 月 6 日）\(PDF\)](#)

(以上)